

第 4 回 勝山市上下水道料金制度審議会 会議録

日時	令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
場所	勝山市役所 3 階 第 1 会議室
出席者	（委員） 杉山泰之委員、奥村充司委員、海崎順一委員、片田武彦委員、土谷啓子委員、笠松富士美委員、池田修委員、川上浩史委員、竹内哲二委員、辻尊志委員（10 名） （事務局） 安岡上下水道課長、春木上下水道課長補佐、西村上下水道課係長、島田上下水道課係長、加藤上下水道課係長（5 名）
議事録	
1. 開会 2. 前回議事録の確認 3. 議事 ・料金改定の基本方針について	（事務局より料金改定の基本方針について説明後、質疑応答） 委員 従量料金は 4 段階で決められているが、資料 26、27 ページの表の 80 m³～100 m³の料金が 2 次関数的に上がっているように見える。料金は一律で上がっているのではないのか。料金の計算は 80 m³の場合、基本料金の 10 m³を引いて 70 m³で割り返した値が従量料金となるのか。 事務局 資料 16 ページに従量料金表があり、現行の料金体系では、使用水量 11 m³～30 m³が税抜き 120 円、31 m³～50 m³が 135 円、51 m³～100 m³が 140 円、100 m³からは 165 円となっている。資料 26、27 ページの表の 80 m³の使用料金は、基本料金とそれぞれの従量料金単価の合計となり、基本料金+20 m³×120 円+20 m³×135 円+30 m³×140 円で算出する。 委員 割り返す計算ではでないということか。 事務局 そのとおり。 会長 資料 27 ページで、資料上、使用量 40 m³からは 10 ずつ上がっているがその間はあるのか。 事務局 資料では、40、50、60 と 10 m³ずつ上がっているが 1 m³ずつ数値がある。資料上、表にすると多くなるため、資料 22 ページの水需要の分布にあるように多くの家庭で使用されている 0～30 m³の使用量を 1 m³ずつ、40 m³以上は省略して使用料金を示している。 会長 総括原価方式で、令和 10 年度～14 年度の 5 年間でどれくらいの金額があれば純損失を出さずに済むかを考え、資料 18 ページで基本料金と従量料金に割り振ると基本料金は 1,013,683 千円、従量料金は 1,025,942 千円となっている。これを基に基本料金について、口径 13 mm を現行の 1.2461 倍で料金設定するこ

事務局	ととして、現行の基本料金 1.2461 倍と 1.25 倍で示したものが資料 20 ページの左の図になる。まずはそこまで今回案として出されている基本料金の考え方ということで良いか。 総括原価については、水道料金の算定要領に従い算出すると非常に高くなり、現行料金の 2 倍以上という結果になる。これではあまりにも高くなりすぎるため、算定期間中の赤字部分を補填出来るだけの値上げを検討するということを目的とした。勝山市総括原価の考え方で計算すると今の現行料金の 1.46 倍の値上げが必要となり、この金額を基本料金と従量料金にそれぞれ分けていくと基本料金は 1,013,683 千円となることを示しているのが 18 ページとなる。これを基に口径別の基本料金を算出したものが資料 19 ページの表である。これで計算すると、口径 13 mm は 1.2461 倍となるが、20 mm、25 mm と口径が大きくなると現行の料金からかなり高額となることから、13 mm の値上げ率を全ての口径の改定率として一律に値上げすることとし、それぞれの口径の基本料金を現行の 1.2461 倍とした場合と 1.25 倍とした場合を示したのが 20 ページの左の表となる。21 ページの表では、基本料金 1.2461 倍とした場合と現行の料金設定での基本料金の差額分を純損失から引いた残りの部分を従量料金の増額分とし、基本料金を 1.2461 倍とした場合、従量料金を現行の 1.33 倍とすれば算定期間中の純損失を賄える給水収益となることを示している。
会長	現行の料金制度では 10 m³までは基本水量として従量料金がかかっていないが、25 ページ以降で検討しているのは、基本水量有りで基本料金を 1.25 倍、従量料金を 1.33 倍としたのがパターン①、基本水量を無しとして基本料金を下げるパターン②、③を示しており、この場合は 1 m³から従量料金をかける設定になっているというのが説明の内容となる。そもそもの根本は、現行のままいけば、水道事業は純損失補填のため利益積立金を取り崩していくことになるが、これも令和 12 年度には不足することになる。このため、令和 10 年度～14 年度を算定期間とし、令和 10 年度から料金改定することで、純損失が発生しないような料金改定が必要であろうということが今日の説明であった。
事務局	今回の内容で料金改定について決定するということではない。委員方には本日の説明を聞いて、これでは料金が高いのではないのか、もう少し下げたほうがいいのではないかとといった意見や、説明内容について質問や疑問点などをいただければと考えている。料金の改定については今後も審議会をしていく中で検討していくこととなる。基本水量を無くすかどうかということについても意見をいただきたい。
委員	基本料金で口径 13 mm、20 mm、25 mm とそれぞれあるが、一般家庭の 13 mm と 20 mm では水の使用量としては関係ないのか。口径が異なるだけで水道料金が違うのはどういうことか。
事務局	多くの自治体で基本料金は口径ごとに金額が設定されており、それぞれのメーター購入費や取替費用などが違うといったことから料金が異なっている。従量料金は水を使用した量にかかる費用であり、口径ごとに金額が変わるものではない。

委員	一般家庭の平均の水の使用量はどれくらいなのか。
事務局	22 ページに水需要の分布を示している。勝山市では、ひと月に 0～20 m ³ までの水を使用している割合が 63.79%を占めている。0～30 m ³ まで使用している割合は 82.84%となっている。1 人ひと月平均約 8 m ³ 使用しており、3 人家族の場合ひと月約 20 m ³ ～30 m ³ となる。また、前回、人口が減っていても世帯数は増えているから基本料金は増えるのではないかという質問があったが、令和元年から人口は毎年 400 人程度減少しているが、世帯数は令和 4 年度から毎年 20 世帯増加している状況である。
委員	給水人口と基本料金の比率は一定ということでもいいのか。
事務局	給水人口は年々減少することを想定しており、それを反映して給水収益を算出している。人口は減っていくが世帯数が増えていくと基本料金は減らないということになるが、投資財政計画では人口減少の比率で給水収益を算出している。今後もしかすると基本料金部分は増えるかもしれないが、今回の算定では見込んでいない。料金改定を行い純損失が無くなり利益が出た場合は積み立てていくことになる。世帯数もどんどん増えていくということは無いと考えており、人口減少が給水収入に対する影響が大きいと考えている。
委員	世帯数が増えることと人口が減ることの影響が相殺されそうなイメージもあるが、算定の段階でそこまで検討する必要はないと思う。住民に説明する際に納得いただくことが必要となるので、そうしたことも踏まえながら検討をお願いしたい。
委員	企業の立場として意見すると、他市などでも水を多く使う企業にある程度優遇したような料金制度になっている部分もある。勤めている職員も地元の住民であり、企業としても地元で協力していきたいという思いもある。使用水量の多い部分の従量料金にもう少し必要な額を降っていくというのも致し方ないのではないか。企業としても儲けさせてもらっている部分がある程度地元へ還元していくということも必要と考えている。ひとつ心配なのが、13 ページの勝山市総括原価の考え方で資産維持費を落としているが、インフラ整備の部分を全くみないというのは大丈夫なのか。
事務局	これまで市の上下水道事業の現状を説明してきた中で、施設の老朽化や今後の耐震化等に対して大きな費用が必要となることを説明した。今後の資産維持などにかかる費用についてもしっかりと確保していく必要があるが、市では実際に改良工事等を行う場合には、国の補助金と企業債にて事業を行っていることから、その時の工事費用に対して一度に多額の支払いが必要となるものではない。工事の際に借りる企業債については一定の期間をかけて返還していくことになるものであり、この部分については起債償還額として算定に入れている。また、事業全体として、今後の人口減少などを見据えた施設の統合や縮小なども合わせて検討していくことで、今後の施設整備にかかる費用の削減などを図っていく必要があると考えている。
委員	基本水量を無くすということについてもう一度説明してほしい。
事務局	現在、勝山市では 0 m ³ から 10 m ³ までを基本水量とし、10 m ³ までの水の使用に

	については料金をもらっていない。この基本水量部分についても従量料金として料金をいただくことで基本料金の値上げを少し抑えることが出来るということを提案したものである。基本水量は、水道の普及促進を図るために導入されたものだが、現在では多くの家庭が水道を使用している状況であり、また、基本水量内で水道を使用している方も増えていることから、基本水量内で使用している方との不公平感がある。他の自治体では基本水量を廃止していたり、縮小を検討しているところも増えている。こうしたことから、今後勝山市ではどうしていくべきか審議会の委員方に意見をいただきたいと考え、今回資料を提出しているものである。
委員	この基本水量を設定するかしないかで基本料金の改定率が変わってくるということか。
事務局	料金改定による純損失の解消を目的としていることから、給水収益として必要な金額は出ており、基本水量を無くし、その部分の収益分を見込むことで基本料金の改定率を引き下げることができる。その試算をしたものが 26、27 ページの料金表となる。10 m³までを料金をもらわない基本水量とする場合、基本料金を 1.25 倍、従量料金を 1.33 倍にすれば必要な給水収益が確保できることになるが、1 m³から 10 m³までの単価を 6 円/m³とした場合は基本料金を現行の 1.20 倍、1 m³から 10 m³までの単価を 18 円/m³とした場合は基本料金は現行の 1.10 倍と改定率を下げるができる。
委員	シュミレーションとしては様々な試算ができる。今は基本料金が 1.25 倍で従量料金が 1.33 倍となっているが、住民へ説明する際には、統一した改定率としたほうが納得されやすいのではないかな。また、今回の試算で前提としている指数は今後の社会的な要因などで変動していくと考えられるため、常にモニタリングをしつつ、大きく変わるようなことがあれば早い段階で見直しする必要がある。改定後も常にモニタリングをしていくことが重要である。市の活性化のような重要計画があり、それもまた変動する要因であると思うが、想定していない大きな変動要因があった場合、今回の算定にブレのリスクが発生する。今回料金改定について算定する中で、大きく影響する要因、この要因だけは注視しておいた方がいいというものも出しておくと思う。また、勝山市でも井戸を利用している家庭はあるが、料金が上がるのなら井戸に変更しようとする考え方や雨水や雪を溶かして利用するなど様々な安い設備を使って節約しようとする考え方のほうへシフトしていくことも考えられる。これまでは、生活内容は変えず、節水型の機器を導入するといったようなことで水道の使用量を減らしたりということがメインになっていたと思うが、その辺りの動向も見えていただきたいと思う。
事務局	料金が上がると、住民側とすると使う量をできるだけ減らそうという流れになることも想定され、当市では水の使用量が少ない方が多いことや、さらに節水が進むことで想定した給水収益が見込めないということも考えられる。また、大きい事業所が水道料金が高くなったので水道をやめて井戸にするといったことも起こる可能性がある。こうしたことは給水収益に大きな影響を及ぼすも

	のであるので、常に想定との差異を見ていく必要があると考えている。今回 5 年間のスパンで料金改定の算定を行っているが、実際の状況の中で必要であれば見直しのタイミングを変更していくことも必要と考えている。市民へは安心安全な水の提供と将来にわたって持続可能な供給のために必要な料金改定であるということをしつかり PR していくことが大切であると考え。
委員	口径の設定について、住んでる人が増えたり減ったりすることや水道の蛇口の数が変わることなどで、当初に設定した口径から大きくしてほしい、小さくしてほしいというようなことはどれぐらいあるのか。また、もしそうした場合、費用はどのようになるのか。企業では使用量が多い時期と少ない時期があり、建物の中で受水槽や高架水槽がある施設ではその水を使うことになることから、使わない時に貯めておけば口径のサイズを小さいものに変更にできるのではないかとも思う。一般家庭からそういった質問や声があったりするのか。
事務局	口径の変更については年 2～3 件程度で、口径を上げる理由としては、2 世帯住宅にするというようなことがある。水道メーター 1 個ごとに加入金が発生し、口径 13mm のメーターを 1 個設置する場合、加入金を 3 万円と区域ごとに金額が違うが市街地では負担金を 7 万円いただくことになり、合計 10 万円かかることになる。加入金は口径 13mm は 3 万円、20mm では 5 万円となっており、口径を大きくすることで 2 世帯分を賄う場合は口径の改造として差額分の 2 万円といただくこととなる。大きな企業などでこれまで口径 75mm を使用していたが今後は一部の使用でいいとなり口径を小さくすることもあるかもしれないが、このような事例は何十年に 1 件程度という感じである。
委員	エコキュートの推奨が口径 20mm というところで口径 20mm というものが増えているのかなと思った。ただ一般の方の中ではそうしたエコキュートの推奨口径を知らないかもしれないので、そういった周知をすることで口径を上げる方が増え、基本料金を多く取っていく、22 ページの表の 6,891 件から 883 件へ移行していく人を増やすという考え方をしていく必要もあるのではないかとも思う。
会長	14 ページで、勝山市総括原価にした時に、資産維持費を企業債償還と改良のための人件費だけに限定し、併せて減価償却費を除くことで 1.46 倍まで下げている。そのこと自体は妥当だと思うが、資産維持費を企業債償還と改良のための人件費だけにしても問題ないのか。先ほども老朽化のことが話に出たが、気になるのでその点を再度質問したい。また、同じ 14 ページの表と 12 ページの表を見比べると、最初の 2 年、R10 と R11 は資産維持費よりも企業債償還金と人件費の合計の方が高くなっているが、R12、R13、R14 では資産維持費が高くなっているというように見えるが、その辺りのことが少し気になった。もうひとつは、18 ページの総括原価の固定費などへの割り振りのところで、基本料金に向かうか従量料金に向かうかは、何か要領に従って割り振ると必然的にこうなっていくという理解でいいのかどうか、この 2 点について教えてほしい。
事務局	資産維持費については、具体的な工事に係る費用を計上しているものではない

	く、維持していく必要のある資産に対し一定の率を掛けて出しているものである。今回の料金改定では純損失の解消を目的としていることから、この資産維持費を算定に含めるのではなく、実際に算定期間中に支払いが必要となる企業債償還と改良のための人件費に置き換えて総括原価を算出している。また、総括原価における固定費等への振り分けについては、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき配分しているものである。
会長	企業債返還金については、その年に返還しないといけない金額が決まっていることから実際に係る費用が計上されているということで理解した。
委員	14 ページでは料金の改定率を 1.46 倍にする必要があるとしているが、19 ページでは基本料金を約 1.25 倍にしたいという説明であったが、この差についてよくわからないので再度聞きたい。
事務局	水道料金の改定を考える上で、まず日本水道協会の水道料金算定要領に基づいた総括原価方式で算定したものが 12 ページの 2.16 倍の料金改定率となる。しかし、これでは現在の料金の 2 倍以上となってしまうため、勝山市の考え方として、減価償却費や資産維持費を企業債償還と改良のための人件費に置き換えて算出したものが 14 ページの 1.46 倍という改定率である。ここで算出した総括原価を更に要領に従い固定費などへ振り分けていったものが 18 ページの図となっている。この 18 ページで算出した基本料金の額から各口径ごとの基本料金の単価を算出したものが 19 ページの表である。ここで各口径ごとに必要な基本料金を算出したが、口径 20 mm 以降の基本料金が現行と比べてかなり増額になってしまうことから、全ての口径について口径 13 mm の改定率で一律改定するとしているものである。
委員	1.46 倍と 1.25 倍の差の部分の赤字が埋められないのではないかな。
事務局	その部分は従量料金の値上げに反映されることになる。
会長	1.46 倍で計算した総括原価全体のうち、基本料金の分が 10 億 1,300 万ぐらいあり、この 10 億 1,300 万のお金を口径に合わせてどのぐらいの比率で基本料金に配分するというのを決めて、口径 13mm の割合が 58.45% となっていることから最終的に 1 軒あたりの月額とすると 1,433 円となるということ。それが現行の 1.2461 倍になっていることから、全ての口径について同じ改定率で基本料金を値上げする。また、総括原価のうちもう一方の変動費に配分されたものを従量料金とし、残りの必要な給水収益をカバーするには従量料金を 1.33 倍することで見込めるだろうということ。元々赤字を補填するには 1.46 倍の給水収益が必要で、それを固定費と変動費、すなわち基本料金と従量料金に分けて考えると、1.2461 倍増やせば基本料金の分は賄えて、従量料金は 1.33 倍増やせば純損益を補填できるとしているものということ。
事務局	補足するが、質問が 14 ページで 1.46 倍と出ているのに、最後では 1.46 倍よりも改定率が低くなっているのはなぜかという趣旨であれば、14 ページの 1.46 倍のところについては、表の中の下段に控除項目という欄があるが、この部分が横線で数字が入ってない状態になっている。実はその前の 12 ページの本来の総括原価方式での算定では控除項目の欄に金額が入っている。この控除項目

	というのは簡単に言うと収入のことで、12 ページでは収入分の差し引きをしている。しかし、14 ページではその収入分を含めていない。この理由としては、控除項目に上がっている金額のほとんどが基本料金の計算の中では算定に直結しないものとなっており、例えば、簡易水道事業の企業債償還金として一般会計から繰入をしている分などとなる。この簡易水道の企業債償還金については基本料金の算定には直結しないものである。14 ページの勝山市総括原価においては、実際に純損失の解消に必要な基本料金を算出するために必要な費用を計上し計算していることから、控除項目も含めて算出しているものとなっている。このことから、14 ページ 1.46 倍となっているものが、より実際の事業運営に係る費用で計算すると基本料金 1.25 倍、従量料金 1.33 倍というところの下げることができるものとなっている。今回はあくまでも純損失の解消を目的としているため、繰入金収益などの収入も含めて計算していることから倍率が下がっているものとなっている。
委員	将来的にこの下げた分が料金に反映し直さなければならないということではなければそれでいいと思う。
事務局	状況の変化や人口の変化、世帯の変化など、そういったことも色々絡んできることになり、実際には想定通りにはならないということも十分考えられることから、常に見込みと結果を見比べながら、もっと短いスパンでまた改定を検討しなければならない場合もあるかもしれない。そうしたことを念頭に置きながら注視していかないといけないと考える。
委員	改定率の考え方や内訳などをもう少し分かり易く示せるといい。
事務局	分かりやすい資料にできないか検討したい。
委員	2.16 倍、1.46 倍、1.25 倍となると下がるんじゃないかという風に捉えてしまう。
事務局	いろいろな数字が出てきて分かりにくかったと思う。最終的には改定率をどうやって出したかを分かりやすく説明できる資料を作る必要があると考える。
委員	現実的に、水道としてこのぐらいの給水収益がないとやっていけないという数字を段階的に説明してもらえると納得できるし、高すぎるから調整するのであれば最初から調整して示した方が分かりやすいのではないかと。
事務局	基本的な考え方は、赤字部分をなくすためにどれだけ料金の値上げが必要かということ。水道料金には基本料金と従量料金があり、基本料金というのはどの費用に対する料金かが決まっているため、その考え方に基づいて算出すると口径 13 mm の基本料金では現行の約 1.25 倍という改定率となったということ。そして、基本料金の改定で賄える部分以外の赤字分は従量料金の改定で補填することになり、それに必要な従量料金の改定率は 1.33 倍となったというのが今日の説明内容であった。併せて、基本水量についても説明したが、基本水量をこのままとするかどうかについても今後検討していく必要がある。これからの審議会に更に検討案を出しながら協議していきたいと考えている。
会長	下水道も同じ考え方で進めるということか。
事務局	今回は水道料金について説明した。次回の審議会では下水道使用料の改定につ

4. 事務連絡		いて審議いただきたいと考えている。その後、基本水量の考え方を最終的にどうしていくかということなどを含めて審議いただきながら、最終的な答申の内容について詰めていきたいと考えている。
	委員	今回、直接関係ないかもしれないが、先日の新聞で京都での水道管の破損の事故があり、市としては耐震性のある管に全て改めるという判断をしたという新聞記事が出ていた。勝山にこういう铸铁性の管があるのかないのか。もしあるならそれは更新の計画あるかどうか聞きたい。
	事務局	市内では铸铁管はない。ほとんどがダクタイル铸铁管となっている。 (次回の開催日程について調整)
	会長	第5回は令和7年9月30日(火)午後2時からでの開催としてよろしいか。 (各委員同意)
		では、第5回は令和7年9月30日(火)午後2時からとする。
	事務局	10月以降の審議会の開催日程について、会長と相談の上、配布した日程表のとおり設定させていただいた。2月の答申を行う際には会長のみご出席いただくことになり、市長の都合などにより日程変更となる場合も考えられる。
5. 閉会	会長	その他として何かあるか。
	事務局	特になし。